

運輸安全マネジメント

令和 7 年度【取組期間】(令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日)

事業者名 名古屋埠頭株式会社

営業所名

本社営業所

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

貨物自動車運送事業者として輸送の安全が最優先であり、また顧客満足度を最大にするための最大の手段も輸送の安全であることを、管理者および運転者、従業員に周知します。
毎日の少しずつの積み重ねを全社員が一丸となって安全を追求していく企業であり続けます。

2. 輸送の安全に関する目標 及び 目標の達成状況

事故形態	目標【当年度】	目標【前年度】	結果【前年度】	達成状況【前年度】	その他 輸送の安全に関する目標
人身事故	0 件以下	0 件	0 件	達成 / 未達成	交通ルールへの順守 (交通違反ゼロ)
物損事故	0 件以下	0 件	0 件	達成 / 未達成	

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計【前年度】

類型	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	死傷	危険物等	飲酒等	健康起因	救護違反	車両故障	交通障害	その他	総件数
件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

4. 輸送の安全に関する計画

実施項目		年間スケジュール											
		3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
1	安全運輸マネジメント	計画	●				●						●
	方針・計画の策定、振り返り	実績	○										
2	健康状態の確認	計画						●	●				
	健康診断の実施	実績											
3	状況把握と共有	計画	●		●		●		●		●		
	ドライバーmtgによる共有	実績			○								
4	安全に対する教育計画	計画	該当者が発生次第受講										
	運行管理者講習	実績											
5	法令順守・指導監督の強化	計画	●					●					
	書類の管理・実務の状況確認	実績	○	○									

5. 行政処分情報 (行政処分を受けた日から3年間の公表)

I. 行政処分年月日

年	月	日
年	月	日

II. 行政処分内容

III. 処分に基づき講じた措置の内容
